

①都道府県	②市区町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）				1 平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について																					
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の申請方法										
							(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(1) 就学援助制度の申請書の配付方法(あてはまるもの全てに○)										
ア. 教育委員会のウェブサイト	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他	(2) ケの内容		(3) 就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施 ア. 教職員向け説明会を実施している		(4) 就学援助制度周知の工夫		(1) 就学援助制度の申請書の配付方法(あてはまるもの全てに○)					(2) オの内容							
19	19	19	19	18	17	0	16	16	2	5	13	14	18	0	4	4	1	18	14	16	17	2	0	6	6		
滋賀県	大津市	大津市教育委員会事務局学校教育課	077-528-2967	otsu2402@city.otsu.lg.jp	http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2402/g/enjo/1481801970306.html		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送した。	前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送。各学校で制度案内を配布後、希望者には学校だけでなく、各支所に申請書を設置して、希望者に配布。新入学用品費受給の希望者に対しては、申請書を配布。
滋賀県	彦根市	彦根市教育委員会事務局 学校教育課	0749-24-7973	gakkyou@mx.hikone.ed.jp	https://www.city.hikone.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/7/5290.html		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	長浜市	教育委員会事務局すこやか教育推進課	07-4965-8606	sukoyaka@city.nagahama.lg.jp	http://www.city.nagahama.lg.jp/0000004095.html		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市教育委員会事務局学校教育課	0748-36-5531	040400@city.omihachiman.lg.jp	http://www.city.omihachiman.shiga.jp/		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○						申請書は、市ホームページからダウンロード可。
滋賀県	草津市	学校教育課	077-561-2421	gakkyo@city.kusatsu.lg.jp	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	守山市	守山市教育委員会事務局学校教育課	077-582-1141	gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp	http://www.city.moriyama.lg.jp ※期間中のみウェブサイトを作成。		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						前年度受給者に対し、市教育委員会から申請書を交付。また市ホームページにダウンロード用申請書を掲載。市教育委員会窓口にも申請書を設置し、希望者に配布。
滋賀県	栗東市	栗東市教育委員会事務局 学校教育課	077-551-0130	gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp	http://www.city.ritto.lg.jp		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	甲賀市	教育委員会事務局学校教育課	0748-69-2243	koka30101200@city.koka.lg.jp	http://www.city.koka.lg.jp/4752.htm		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	野洲市	野洲市教育委員会学校教育課	077-587-6017	kyoiku@city.yasu.lg.jp	http://www.city.yasu.lg.jp/		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	湖南市	湖南市教育委員会事務局学校教育課学事係	0748-77-7011	gakuji@city.shiga-konan.lg.jp	http://www.city.shiga-konan.lg.jp		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○						当初申請期間中のみホームページで申請書を掲載
滋賀県	高島市	高島市教育委員会事務局 教育指導部 学事施設課	0740-25-8563	gakuji@city.takashima.lg.jp	http://www.city.takashima.lg.jp		○	○			○	○	○			例年4月1日頃～当初申請締切日の期間に市ホームページに掲載（期間以外は公開していない）	○	○	○	○	○						
滋賀県	東近江市	東近江市教育委員会事務局 教育総務課	0748-24-5670	kyoiku@city.higashiomi.lg.jp	http://www.city.higashiomi.shiga.jp/		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	米原市	教育委員会事務局 教育総務課	0749-55-8107	kyoikusomu@city.maibara.lg.jp	http://www.city.maibara.lg.jp		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	日野町	日野町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育担当	0748-52-6564	kik-gako@town.shiga-hino.lg.jp	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/		○	○			○	○	○			就学時健康診断の際に、就学援助新入学用品費（入学準備金）の入学前支給の案内を同封している。	○	○	○	○	○						前年度申請者と希望者に対し、学校を通じて申請書類一式を配布
滋賀県	竜王町	竜王町教育委員会 教育総務課	0748-58-3710		http://www.town.ryuoh.shiga.jp/		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	愛宕町	愛宕町教育委員会事務局 教育振興課	0749-37-8056	shomu@town.aisho.lg.jp	http://www.town.aisho.shiga.jp/		○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	豊郷町	豊郷町教育委員会事務局学校教育課	0749-35-8131	kyo-i@town.toyosato.shiga.jp			○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	甲良町	甲良町教育委員会事務局教育総務課	0749-38-5070	kyoui@town.koura.lg.jp			○	○			○	○	○				○	○	○	○	○						
滋賀県	多賀町	多賀町教育委員会事務局学校教育課	0749-48-8123	g-ed@town.taga.lg.jp	http://www.town.taga.lg.jp		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○						新1年生に対しては、入学説明会時に案内文および申請書を全員に配布。

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ 平成31(令和元)年度主要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																				Ⅲ 就学援助率								
		(1) 平成31(令和元)年度当初における主要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																				(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度					
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	ク. 学費納付金の納付状況が悪い者、借入、借入等が多い者または学用品、通学用品等に不自由している等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わるもの) → (2) 係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照し額を定めているもの) → (2) 係数	チ. 特別支援教育費(特別支援教育費) → (4)	ツ. 市区町村税(所得割又は均等割)課税額	テ. その他 → (4)	(2) ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)					(3) ツを選択した場合 市区町村住民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	倍	倍		
19	19	18	18	15	15	15	17	10	1	12	11	5	1	3	10	12	4	3	0	3	19	0	3	0						
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○									1.2			20%未満	20%未満	
滋賀県	彦根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○									1.2			15%未満	15%未満
滋賀県	長浜市	○	○									○					○									1.31			15%未満	15%未満
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○									1.2			15%未満	15%未満
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○									1.2			10%未満	10%未満
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○									1.2			10%未満	10%未満
滋賀県	栗東市	○															○									1.2			10%未満	10%未満
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.5	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者労働者又は職業安定所登録日雇労働者	10%未満	15%未満	
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○									1.2			10%未満	10%未満
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									1.2			15%未満	15%未満
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○									1.2			15%未満	15%未満
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○									1.2			15%未満	10%未満
滋賀県	米原市	○	○																							1.3	当該年度において、世帯員の疫病等もしくは家庭状況の著しい変動等により当該世帯の収入が著しく減ったときまたは支出が著しく増えたとき等で教育委員会が援助費を給付する必要があると認めるもの。	15%未満	15%未満	
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															1.2			15%未満	15%未満
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															1.2	教育委員会が給付する必要があると認めた者	10%未満	10%未満	
滋賀県	愛宕町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															1.3			15%未満	15%未満
滋賀県	香園町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															1.20			20%未満	20%未満
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															1.2			20%未満	20%未満
滋賀県	多賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															1.3			15%未満	15%未満

①都道府県	②市区町村名	V その他																		VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組		
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・含見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他	コ. その他	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長）は校長会等）に対して、学用品等の取組に関する通知やマニュアルを提示	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を把握し、情報提供	コ. その他						
19	19	2	4	0	0	2	2	13	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	0	0	
滋賀県	大津市	○	○																					各学校で保護者負担の軽減を行うよう、教育委員会から通知を发出した。
滋賀県	彦根市																							
滋賀県	長浜市		○																					
滋賀県	近江八幡市		○																					
滋賀県	草津市	○	○			○												○						
滋賀県	守山市					○																		
滋賀県	栗東市																							
滋賀県	甲賀市																							
滋賀県	野洲市																							
滋賀県	湖南市																							
滋賀県	高島市																							
滋賀県	東近江市																							
滋賀県	米原市																							
滋賀県	日野町																							
滋賀県	竜王町																							
滋賀県	愛宕町																							
滋賀県	豊郷町																							
滋賀県	甲良町																							
滋賀県	多賀町																							町内学校に入学する児童生徒に対し、小学校は通学用ランリュック、中学校は通学用カバンと通学用ヘルメットを支給。